

2022年11月16日

## COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2022/11) —欧州委員会による垂直制限に関する一括適用免除規則及び ガイドラインの改正—

弁護士 バシリ ムシス / 弁護士 スカンヂウジ ステファニー / 弁護士 西向 美由

### Contents

1. 二重流通に係る一括適用免除範囲の縮小
2. プラットフォーム間の同等性条件(MFN 条項)に関する一括適用免除範囲の縮小
3. 販売制限に適用される一括適用免除範囲の拡大
4. オンライン販売の制限に関する一括適用免除範囲の拡大
5. 特定の競業避止義務に関する一括適用免除範囲の拡大
6. 再販売価格維持

## I. 欧州委員会による垂直制限に関する一括適用免除規則及びガイドラインの改正

2022年6月1日、欧州委員会による、垂直的制限に関する一括適用免除規則(Vertical Block Exemption Regulation。以下「VBER」という。)及び垂直的制限ガイドライン(以下「垂直ガイドライン」という。)の改正が施行された。欧州委員会は、2010年に制定された改正前のVBER及びガイドラインは、企業にとって依然として有用ではあるものの、オンライン販売の増加やオンライン・プラットフォームの普及等が考慮されていなかったため、現状に応じた改正が必要であると判断した。VBERの有効期間は、2034年5月31日までの12年間である。

VBERは、競争制限効果を持つ一定の垂直的合意について、欧州連合(以下「EU」という。)の競争法の適用を免除し、垂直ガイドラインは、EUにおける垂直的合意の評価に関する詳細な指針を提示している。

現行の VBER の最も注目すべき変更点は、二重流通(dual distribution)、プラットフォーム間の同等性条件(parity obligations)、積極的販売(active sales)及びオンライン販売(online sales)の制限に係る垂直的合意、並びに更新を伴う競争禁止義務(non-compete obligations)に関する一括適用免除範囲の変更である。また、垂直ガイドラインでは、再販売価格維持(resale price maintenance)を含む多くの点について重要な明確化が行われた。以下では、これらの変更の概要について説明する。

## 1. 二重流通に係る一括適用免除範囲の縮小

商品・サービスの供給者が、販売業者を通じて顧客に商品を販売するとともに、自らも顧客への直接販売を行っている状況においては、当該供給者は、その商品・サービスの購入者(すなわち、販売業者)の競争相手となる。改正前の VBER では、このような二重流通における供給者と購入者との間のほとんどの垂直的合意を原則的に一括適用免除の対象としているが、現行の VBER は、一括適用免除の範囲を一部縮小した。つまり、現行の VBER は、オンライン仲介サービスの提供者(すなわち、オンライン・プラットフォーム事業者)が、仲介サービスの対象となる商品・サービスの販売に係る関連市場において出品者と競合関係に立つ場合(すなわち、ハイブリッド・プラットフォームに該当する場合)には、オンライン仲介サービスの提供に関する垂直的合意は、二重流通に係る一括適用免除の対象外となることを定めている。そのため、ハイブリッド・プラットフォームが関与する合意は、EU 機能条約(Treaty of the Functioning of the European Union)第 101 条 1 項に基づき、潜在的な協調効果及び垂直的制限の両方の観点から個別に評価されることになる。

また、垂直的合意の実施に直接関連する供給者と購入者間の情報交換については、改正前の VBER 及びこれに関連するガイドラインではほとんど規定されていなかったが、生産及び流通プロセスの最適化等の競争促進効果を根拠として、一括適用免除の対象となることが明確化された。ただし、垂直的合意の実施に直接関連しない情報交換、又は契約対象の商品・サービスの生産・流通の改善に必要な情報交換については、一括適用免除の対象外となることに留意が必要である。

## 2. プラットフォーム間の同等性条件(MFN 条項)に関する一括適用免除範囲の縮小

同等性条件(parity obligations。一般に「最恵国(Most Favoured Nation)」又は「MFN」条項とも呼ばれる。)は、供給者が商品・サービスを提供する際に、他者に提供する条件又は他の販売チャネルを通じて提供される条件と同等又はそれよりも有利な条件で当該商品・サービスを提供することを供給者に義務付けるものである。

同等性条件は、改正前の VBER では原則、一括適用免除の対象とされていたが、現行の垂直ガイドラインでは、プラットフォーム事業者が、自社のプラットフォーム上で商品・サービスを提供している供給者に対し、他の競合するプラットフォームにおいて自社のプラットフォームよりも有利な条件でエンドユーザーに商品・サービスを提供、販売又は再販売することを禁止する「プラットフォーム間における小売段階の同等性条件」は、他の種類の同等性条件よりも競争を制限する可能性が高いとされている。そのため、現行の VBER は、プラットフォーム間的小売段階における同等性条件を一括適用免除の対象外とした。

一方、他の種類の同等性条件については、VBER の要件を満たす限りにおいて、引き続き、一括適用免除の対象となる。

### 3. 積極的販売の制限に適用される一括適用免除範囲の拡大

改正前の VBER では、川上の供給者が川下の流通業者(購入者)による顧客への積極的なアプローチを制限する「地域制限」又は「顧客制限」はハードコア制限に該当すると考えられており、わずかな例外を除いて認められていなかった。しかしながら、改正前の VBER の下での経験から、従来の規則の適用には一定の不確実性があり、供給者が自身のビジネスモデルに基づいて流通システムを設計することが妨げられていることが示された。そのため、現行の VBER は、「積極的」及び「受動的」販売の概念を定義し、以下のとおり、排他的流通及び選択的流通システムに関する従前の一括適用免除の範囲を拡大し、これにより、ハードコア制限にさらなる例外を認めた。この変更により、流通事業がより柔軟なビジネスモデルを導入することが可能となった。

- ・ 排他的流通(exclusive distribution): 現行の VBER は、各当事者の市場シェアが 30%以下の場合、一定の販売地域又は顧客グループごとに、供給者が最大 5 社の流通業者に独占権を付与することを認めている(「共有独占権」とも呼ばれる。)。また、現行の VBER は、供給者がその流通業者に対して課している、他の独占流通業者に割り当てた販売地域又は顧客グループに対する積極的販売に関する制限と同様の制限を、当該流通業者の直接の販売先に課すよう当該流通業者に義務付けることも認めている。
- ・ 選択的流通(selective distribution): 現行の VBER は、供給者が、正規の流通業者及びその顧客に対して、選択的流通システムを適用するテリトリー内に所在する非正規の流通業者に積極的又は受動的な販売を行うことを禁止することを認めている。これは、当該正規の流通業者及びその顧客がテリトリー外に所在している場合であっても同様である。

### 4. オンライン販売の制限に関する一括適用免除範囲の拡大

改正前の VBER では、供給者が(i)オンラインで販売が予定される製品と実店舗で販売が予定される製品とで異なる卸売価格(「二重価格(dual pricing)」)を購入者に適用すること及び(ii)オンラインで販売する流通業者に、実店舗で販売する流通業者に課される基準とは異なる基準を課すこと(「同等基準要件(requirement of equivalence)」違反)は通常、ハードコア制限とみなされていた。しかしながら、欧州委員会は、二重価格及び同等基準要件の違反を原則ハードコア制限とみなすべきではないと考え、二重価格及び同等性に関する VBER 上の一括適用免除の範囲を拡大した。これにより、EU 域内で事業を展開する日本の事業者は、オンライン販売の流通経路において、価格設定や流通業者の選定に関し、より柔軟な事業戦略を立てることが可能となった。

現行の VBER では、二重価格は、卸売価格の差異が、各流通経路で販売を行うために流通業者が負担した投資及びコストの差異と合理的に関連している限りにおいて、一括適用免除の対象となる。また、選択的流通システムを採用している供給者は、特定のテリトリー又は顧客に対するインターネット販売を間接的に制限するものでない限り、正規の流通業者に対し、実店舗における販売に課される基準とは異なるオンライン販売基準を課すことを認められる。

### 5. 競業避止義務

現行の VBER の下では、黙示の更新により 5 年を超える競業避止義務に関して、一括適用免除の範囲がわずかに拡大されている。改正前の VBER では、黙示の更新により 5 年を超える競業避止義務は、期間が無期限であるとみなされ、一括適用免除の対象ではなかったが、現行の VBER では、購入者が、合理的な通知期間及

びコストをもって当該競業避止義務を含む垂直的合意について有効に再交渉し、又は契約を終了させることができ、5年経過後に供給者を切り替えることができる場合には、一括適用免除を受けることができる。

## 6. 再販売価格維持

再販売価格維持(Resale Price Maintenance)は、現行のVBERの下でも依然としてハードコア制限とみなされる。しかしながら、垂直ガイドラインでは、改正前のVBERと比べて、供給者による再販売価格の上限又は希望再販売価格の設定は、当然にハードコア制限となるものではなく、特定の状況下においてハードコア制限に該当する可能性があることが明らかにされている。他方で、流通業者が供給者の設定した水準を下回る価格で広告を行うことを禁止する最低広告価格(minimum advertised prices)の設定は、再販売価格維持の間接的な適用の一種であるとみなされる。

また、垂直ガイドラインは、流通業者及び競合事業者の価格を追跡するために価格監視ソフトウェアを使用する事業者が増加してきていることも認識しているが、そのような価格監視行為自体は、再販売価格維持に相当しないとしている。

上記の他、現行の垂直ガイドラインは、一括適用免除の撤回について重要な明確化を行い、サステナビリティ、デジタル化及びレジリエンスの目標を追求する協定についても言及している。

反競争的な垂直的合意に関するものも含めて、欧州委員会がEUの競争ルールに違反した場合に非常に高額な制裁金を課し得る裁量を有していることを考慮すると、EU域内で取引を行う企業は、EU域内における合意の見直しや新たな垂直的合意の交渉に際して、VBER及び垂直ガイドラインの遵守を意識しておくことが非常に重要である。

## II. 2022年6月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2022年6月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Merger Control Comparative Guide: Japan  
2022年10月（著：[金子 涼一](#)、[中林 憲一](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Merger Control Review, Thirteenth Edition(Japan Chapter)  
2022年8月（著：[中野 雄介](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[西野 有紀](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Recent Regulatory Changes and Trends in Japanese M&A  
2022年8月（著：[塩見 竜一](#)、[金子 涼一](#)）

- ◆ 改正中国独占禁止法の解説  
2022年8月（著：[矢上 浄子](#)）
  
- ◆ 原産国告示違反とコンプライアンス(ビックカメラ及びビック酒販に対する措置命令)  
2022年7月（著：[植村 直輝](#)）
  
- ◆ Private Antitrust Litigation 2023 (Japan Chapter)  
2022年7月（著：[石田 健](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
  
- ◆ 公取委、「クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書」を公表  
2022年7月（著：[臼杵 善治](#)、[西野 有紀](#)）  
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
  
- ◆ 'Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2022 – Law & Practice  
2022年7月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)、[臼杵 善治](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
  
- ◆ Getting the Deal Through – Franchise 2023  
2022年6月（著：[原 悦子](#)）
  
- ◆ Getting the Deal Through – Pharmaceutical Antitrust 2022 (Japan Chapter)  
2022年6月（著：[中野 雄介](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 バシリ ムシス ([vassili.moussis@amt-law.com](mailto:vassili.moussis@amt-law.com))  
弁護士 スカンヂウジ ステファニー ([stephanie.scandiuzzi@amt-law.com](mailto:stephanie.scandiuzzi@amt-law.com))  
弁護士 西向 美由 ([miyu.nishimukai@amt-law.com](mailto:miyu.nishimukai@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)